



# 佐賀県公報

平成19年  
12月25日(火曜日)外  
号

目次

規則

(印は、県例規集に登載するもの)

- ◎佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- ◎佐賀県調理師法施行細則の一部を改正する規則  
(八八・健康増進課)一

- ◎佐賀県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則  
(八九・生活衛生課)二

- ◎佐賀県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則  
(九〇・〃)二

## 公布された規則のあらまし

- 佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(規則第八七号)

- 1 学校教育法の一部が改正されたことに伴い、引用条項を改めることとした。

(第三条関係)

- 2 この規則は、平成一九年一二月二六日から施行することとした。

- 佐賀県調理師法施行細則の一部を改正する規則 (規則第八八号)

- 1 学校教育法の一部が改正されたことに伴い、引用条項を改めることとした。

(第三条関係)

- 2 この規則は、平成一九年一二月二六日から施行することとした。

- 佐賀県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 (規則第八九号)

- 1 学校教育法の一部が改正されたことに伴い、引用条項を改めることとした。

(第三条及び様式第一号関係)

- 2 この規則は、平成一九年一二月二六日から施行することとした。

- 佐賀県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 (規則第九〇号)

- 1 クリーニング師試験受験願書ほか一様式について、九州各県（沖縄県を除く。）の共通様式とするため、所要の改正を行うこととした。(様式第一号及び様式第四号関係)
- 2 この規則は、平成一九年一二月二六日から施行することとした。

○規則

佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

佐賀県知事 古川 康

○佐賀県規則第八十七号

佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則 (平成十九年佐賀県規則第四号) の一部を次のように改正する。

佐賀県規則第八十七号の一部を改正する規則 (平成十九年佐賀県規則第四号) の一部を次のように改正する。

佐賀県規則第八十七号の一部を改正する規則 (平成十九年佐賀県規則第四号) の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第六十八条の二第四項第二号」を「第一百四条第四項第二号」に改める。

附則

この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

佐賀県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

佐賀県知事 古川 康

○佐賀県規則第八十八号

佐賀県調理師法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県調理師法施行細則 (昭和三十四年佐賀県規則第六十七号) の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

佐賀県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

佐賀県知事 古川康

◎佐賀県規則第八十九号

佐賀県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則  
佐賀県製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年佐賀県規則第三十八号）の一部  
を次のように改正する。

第三条第一号中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

様式第一号の注の1の(1)中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

佐賀県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

佐賀県知事 古川康

◎佐賀県規則第九十号

佐賀県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県クリーニング業法施行細則（昭和四十九年佐賀県規則第二十二号）の一部  
を次のように改正する。

様式第一号及び様式第四号を次のように改める。

## 様式第1号（第4条関係）

## クリーニング師試験受験願書

年　　月　　日

佐賀県知事　　様

(ふりがな)

氏　名

クリーニング師試験を受けたいので、関係書類及び手数料を添えて申し込みます。

本籍地	都・道・府・県
住所	
生年月日	

## ※添付書類

- 1 履歴書
- 2 写真（出願前6ヶ月以内に撮影した正面、脱帽、上半身のもので裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- 3 クリーニング師試験の受験資格を有する者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者）であることを証する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し）

備考　この申請書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、申請書のあと先を書き換えていただければ、九州各県の申請書様式として利用できます。

## 様式第4号（第8条関係）

## クリーニング師免許証再交付申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

氏名

クリーニング師免許証の再交付を受けたいので、クリーニング業法施行規則第6条第1項の規定により、関係書類及び手数料を添えて申請します。

本籍（都道府県名）			
住 所			
免許証登録番号	第	号	
免許証登録年月日	年	月	日
生 年 月 日	年	月	日
再交付申請の理由			

## ※添付書類

破り又は汚した場合は、その免許証

備考 この申請書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、申請書のあと先を書き換えていただければ、九州各県の申請書様式として利用できます。

附則

この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

申購  
込読  
先料

一か年三一、二〇〇円（送料共）  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年十二月二十五日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日  
株古川総合印刷